

全国建設企業年金基金の概要

全国建設企業年金基金は全国建設厚生年金基金の後継制度として設立されました。
(平成 28 年 10 月 1 日設立)

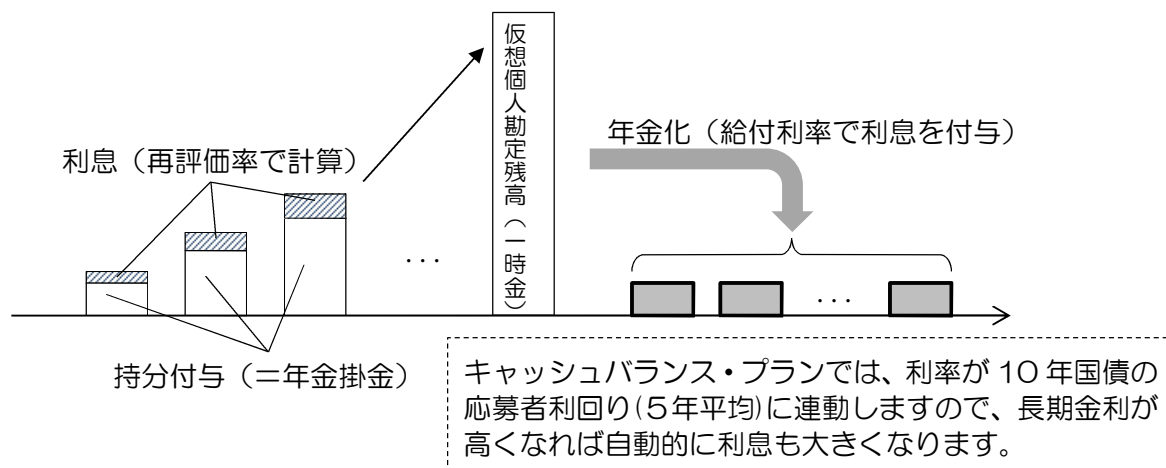
【給付設計】

		事業所区分Ⅰ	事業所区分Ⅱ
給付額算定方法		給与比例制	定額制
予定利率(長期的な運用目標)		2.5%	
加入者の範囲		65歳未満の厚生年金被保険者(年齢、職種等により事業所単位で限定することも可能)	
給付	給付水準(持分付与)	<第1給付> 全事業所加入 ・第1グループ=標準給与月額×0.7% ・第2グループ=標準給与月額×1.0% ※ 事業所単位でどちらかのグループを選択 <第2給付> 任意加入 ・月額 830 円×口数 ※ 口数は事業所単位で設定(一律)	・月額 1,000 円×口数 ※ 口数は事業所単位で設定 (一律又は段階的。4 ページ参照)
	利率	・再評価率(加入中・支給線下中の利率): 1.5%~5.5%(10年国債に連動し、毎年度見直し) ・給付利率(年金受給中の利率): 2.0%~5.0%(10年国債に連動し、5年毎の財政再計算時に見直し)	
掛金(全額事業主負担)	年金掛金	<第1給付> ・第1グループ=標準給与月額×0.7% ・第2グループ=標準給与月額×1.0% <第2給付> ・月額 830 円×口数	・月額 1,000 円×口数
	事務費掛金	・標準給与月額×0.12%	・月額 450 円/人

(注) 事業所区分は事業所単位でどちらかを選択

給付額は、キャッシュバランス・プランにより計算します。

キャッシュバランス・プランのイメージ



● 給付の支給時期

【脱退一時金】

加入者資格を喪失したとき（退職、65歳到達*等）

※ 65歳未満の年齢到達で資格喪失させることも可能

【遺族一時金】

- ① 加入中に死亡したとき
- ② 給付の線下期間中に死亡したとき
- ③ 年金受給中に死亡したとき

【年 金】

〈退職による資格喪失の場合〉

- ① 50歳未満で資格喪失した方が60歳に達したとき
- ② 50歳以上で資格喪失したとき

〈退職以外の理由による資格喪失の場合〉

- ③ 60歳未満で資格喪失した方が60歳に達したとき
- ④ 60歳以上65歳未満で資格喪失した方が65歳に達したとき
- ⑤ 65歳に達したとき

（注）年金に代えて一時金を選択することも可能

〔年金支給開始後に一時金とする場合には、支給開始から5年経過後に選択可〕

● 給付の支給要件（期間）

一時金：加入者期間1ヵ月以上

年 金：加入者期間15年以上

● 年金の支給期間

ライフスタイルに応じて5年、10年、20年の中から年金請求時に選択

※ 終身年金ではありません

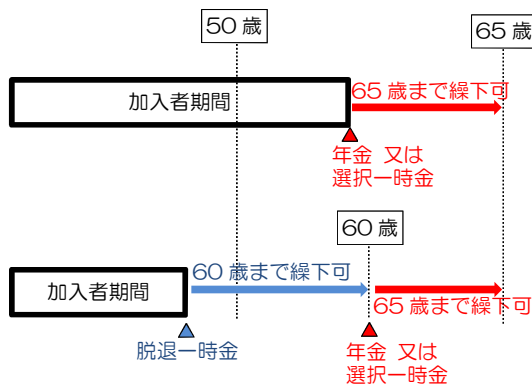
● 給付の支給線下げ

年金や一時金の支給を繰り下げることができます（線下期間中は再評価率（最低でも1.5% 1ページ参照）で利息を付与）。線下期間中であっても給付の請求はできません。

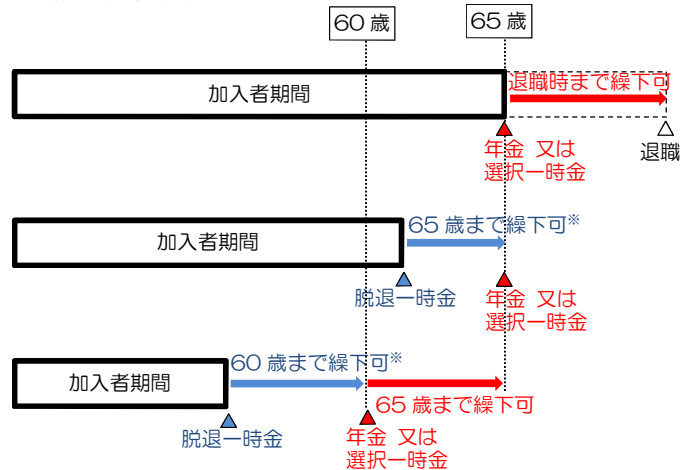
給付の支給時期と線下げのイメージ

【加入者期間15年以上の場合】

○ 退職による資格喪失者

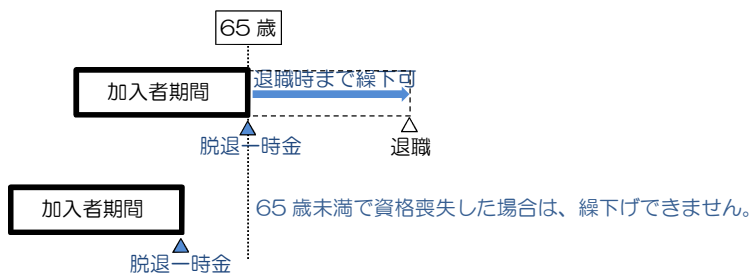


○ 退職以外の資格喪失者



※ 事業所脱退による資格喪失の場合は、脱退一時金の線下げはできません。

【加入者期間15年未満の場合】



● モデル給付額

【一時金額】

○ 事業所区分Ⅰ

・ 第1給付（給与比例）

（金額単位：千円）

年齢	加入者 期間	第1グループ			第2グループ		
		掛金	再評価率 1.5%	再評価率 2.0%	掛金	再評価率 1.5%	再評価率 2.0%
27歳	5年	97	101	103	139	145	146
32歳	10年	202	218	223	288	311	319
37歳	15年	314	352	365	449	503	522
42歳	20年	435	505	531	622	722	758
47歳	25年	566	680	724	809	972	1,034
52歳	30年	707	879	947	1,010	1,256	1,353
57歳	35年	860	1,105	1,206	1,229	1,578	1,722
60歳	38年	956	1,254	1,379	1,366	1,792	1,970

（注1）平均給与30万円（38年間の平均。昇給率は年1.5%）とした場合の金額。

（注2）当面、再評価率（1ページ参照）は1.5%となる見込み。

・ 第2給付（掛金月額830円/1口）

（金額単位：千円）

年齢	加入者 期間	1口加入			2口加入		
		掛金	再評価率 1.5%	再評価率 2.0%	掛金	再評価率 1.5%	再評価率 2.0%
27歳	5年	50	52	53	100	104	105
32歳	10年	100	108	111	199	215	221
37歳	15年	149	168	174	299	335	348
42歳	20年	199	233	245	398	465	489
47歳	25年	249	302	323	498	604	645
52歳	30年	299	377	409	598	754	817
57歳	35年	349	458	503	697	915	1,006
60歳	38年	378	509	565	757	1,018	1,129

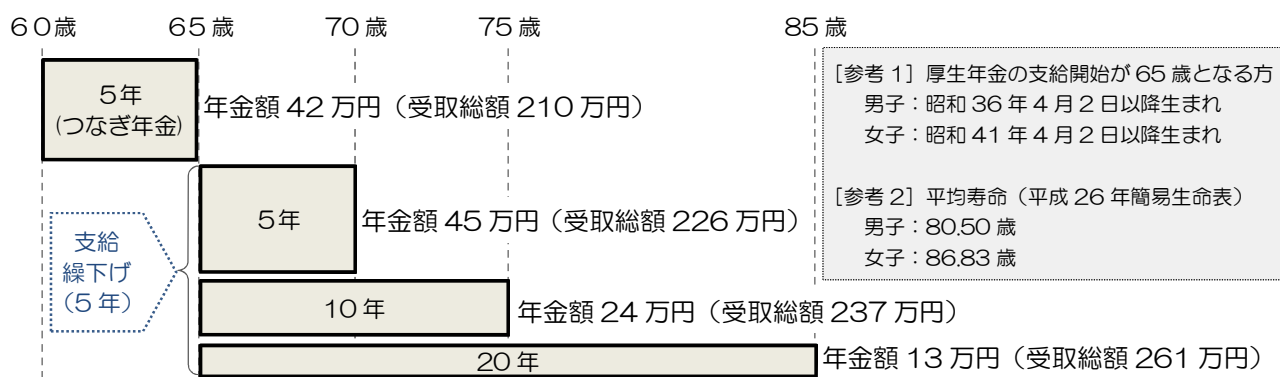
○ 事業所区分Ⅱ（掛金月額1000円/1口）

（金額単位：千円）

年齢	加入者 期間	1口加入			2口加入		
		掛金	再評価率 1.5%	再評価率 2.0%	掛金	再評価率 1.5%	再評価率 2.0%
27歳	5年	60	63	64	120	125	127
32歳	10年	120	130	133	240	259	266
37歳	15年	180	202	210	360	404	420
42歳	20年	240	280	295	480	560	589
47歳	25年	300	364	389	600	727	777
52歳	30年	360	454	492	720	908	984
57歳	35年	420	552	606	840	1,103	1,212
60歳	38年	456	614	680	912	1,226	1,360

【年金額】

【計算の前提】60歳時点の仮想個人勘定残高（一時金額）200万円、給付利率（1ページ参照）2.0%の場合



※ 事業所区分Ⅱにおける口数の設定について

事業所区分Ⅱの口数（1口月額1000円）については、事業所単位で全加入者一律とするほか、次のように段階的に設定することも可能です。

（段階的な設定の例）

① 勤続年数

勤続期間	月額掛金
10年未満	2口
10年以上15年未満	4口
15年以上20年未満	8口
20年以上25年未満	10口
25年以上	15口

③ 職種

職種	月額掛金
法人税法上の役員	15口
就業規則第○条に定める正社員	5口
就業規則第○条に定める嘱託社員	3口

② 年齢

年齢（歳）	月額掛金
35歳未満	2口
35歳以上45歳未満	4口
45歳以上55歳未満	8口
55歳以上	10口

④ 職位

職位	月額掛金
法人税法上の役員	15口
給与規程第●条に定める部長	12口
給与規程第●条に定める次長	10口
給与規程第●条に定める課長	8口
その他の加入者	4口

Q & A

Q 1 加入者の範囲を限定することは可能ですか

A 特定の者を不当に差別する取扱いは法令上認められませんが、自社の就業規則等で加入者とする者の範囲が明確に示されている場合は、範囲を限定することが可能です。

例) 法人税法上の役員、就業規則第〇条に定める正社員、勤続〇年以上の者(5年を超える期間は不可)

Q 2 事業所区分Ⅰ(給与比例)と事業所区分Ⅱ(口数定額)を併用することはできますか

A 併用することはできません。事業所としてDBに加入する際に、どちらかの事業所区分をご選択いただきます。なお、事業所区分Ⅰで定額制を併用したい場合には第1給付の上乗せとして第2給付の活用をご検討ください。

Q 3 加入後にグループ区分や事業所区分を変更することはできますか

A 可能です。ただし、第2グループから第1グループへの変更など、給付水準が下がる場合には給付減額扱いとなります。(Q6ご参照)

Q 4 事業所区分Ⅰの給与月額と厚生年金の給与月額と同じものですか

A 同じです。なお、定時決定(算定)時の給与月額を1年間使用します。

Q 5 事業所区分Ⅰの第2給付や事業所区分Ⅱで加入口数の上限はありますか。また、口数は事業主が自由に決められますか

A 加入口数の上限はありません。事業所ごとの加入口数については、ご加入の際、事業所ごとにお決めいただくこととなります。事業所区分Ⅰの第2給付については、事業所ごとに一律の口数ですが、事業所区分Ⅱについては、職位や勤続期間等により設定とすることも可能です(4ページ参照)。いずれの場合でも、規約において、事業所ごとに口数を規定することとなります。(職位等により設定する場合、職位等の定めを確認するため、加入時に就業規則等の写しをご提出いただく必要があります)

Q 6 加入後に、事業所として給付を減額することはできますか

A 可能ですが、確定給付企業年金法第5条の規定により、社内の労働協約(就業規則等)が変更された場合などに限定されています。給付減額を行う場合、事業所内での同意手続き(減額となる加入者の3分の2以上)が必要となります。なお、前記Q3のグループ区分や事業所区分の変更についても、給付水準が下がる場合には給付減額扱いとなりますのでご注意ください。

Q 7 職位等による口数設定の場合、職位が下がったことによる口数減少は給付減額になりますか

A 予め職位により口数を段階的に設定している場合においては、降格による口数の減少は、給付減額になりません。なお、口数のテーブルの変更(例：部長 3口→2口、勤続期間 20年以上 3口→2口)は給付減額となり同意手続きが必要ですのでご注意ください。

Q 8 休職・休業期間中の者について、掛金拠出を中断することはできますか

A 可能です。なお、この取扱いをするためには、就業規則等において対象となる休職・休業が定義されていることを確認する必要がありますので、就業規則等の写しを加入時にご提出いただきます。

Q 9 将来的に不足金が発生した場合、どのように対応することになりますか

A 給付設計は、キャッシュバランス・プランを採用するとともに予定利率を低く設定している(2.5%)ことから、積立不足が発生する可能性は小さいものと考えています。
なお、不足金が発生した場合には、期間を定めて特別掛金で償却することになります。

Q 10 掛金の納付が遅れた場合はどうなりますか

A 各月の掛金については、翌月の末日が納付期限ですが、納付期限を過ぎても納付がない場合は、基金は再度期限を指定して納付を督促します。掛金の納付時期がこの指定期限を過ぎた場合には遅延損害金(延滞金。年5%)を追加で納めていただくこととなります。
なお、金融機関窓口等からの振込みだけでなく、預金口座からの引落しも可能です。

Q 11 事業所として基金から脱退することは可能ですか。その場合、特別掛金を負担しなければなりませんか

A 脱退をすることは可能です。脱退される場合、事業所内での同意手続きを経て、基金事務局に脱退の申出をしていただき、代議員会の議決を経て行政手続き(当基金規約変更の届出)を行うこととなります。

なお、脱退されるとき、基金の年金財政上積立不足が生じている場合には積立不足分をご負担いただきます。また、負担の公平の観点から、脱退事業所の受給者の事務管理コスト(送金手数料等)について、特別掛金をご負担いただくこととしています。

[お問合せ先]
〒107-0052
東京都港区赤坂4-1-4 赤坂中西ビル別館3階
全国建設企業年金基金
TEL 03-6825-7999 FAX 03-6230-1622
担当：田中・日高